

北海道告示第10262号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

平成31年2月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭川駅前共同ビル

旭川市宮下通8丁目左1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社前田住設 代表取締役 前田 智広

旭川市永山10条3丁目7番12号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

24,177平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成30年12月1日

(6) 廃止する理由

建物を解体するため

2 届出年月日

平成31年2月15日